



平成29年4月20日

町民の皆様へ

北部檜山衛生センター組合  
組合長 高橋 貞光  
副組合長 外崎 秀人

## 暴風雨による被害ゴミの受け入れについて

4月18日未明に北海道付近を通過しました低気圧は暴風雨を伴い、町内各地に被害をもたらしました。

今回の被害ゴミについては、下記の通り衛生センター組合にて手数料を減免して受け入れいたしますので、お知らせいたします。

**受入期間** 平成29年4月21日（金）～ 4月28日（金）

※受け入れ期間が短いのでご注意ください。

・期間中の土曜日、日曜日の受入はしません。

・時間は、午前8時45分～午後5時00分（作業終了時刻）です。

**手数料**

り災証明書がなければ、手数料は免除になりません。

り災証明書は役場まちづくり推進課で手続きを行ってください。

**場 所**

北部檜山衛生センター組合（Tel 86-0070）

せたな町北檜山区共和120番地5

**注意事項**

①証明手続きは、被災した状況が分かる写真と印鑑をご持参ください。

②被害ゴミとして受け入れられないものは一般ゴミとして、別途有料となります。

③倒木の受け入れは、直径20cm以内、長さ150cm以内です。

④ご不明な点は、衛生センター組合または今金町役場まちづくり推進課へお問い合わせください。